最終更新日：2016年6月30日
株式会社やまびこ
代表取締役社長執行役員　永尾　慶昭
問合せ先：総務部株式・IR課（0428-32-6111）
証券コード：6250
http://www.yamabiko-corp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、当社グループ全体の最適化戦略、監督機能および当社グループのグローバルな経営戦略や成長のための資源配分など、グループ全体の企業価値向上のための諸施策を積極的に推進してまいります。
そのために当社は、企業理念、行動規範に基づく健全な企業風土を構築し、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理を柱とするコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に取り組み、地域社会、株主の皆様、顧客および従業員など、全ての利害関係者から価値ある企業グループとして評価されるよう、健全で透明性の高いグループ経営を徹底してまいります。

当社の取締役会は社外取締役1名を含む7名の取締役で構成され、当社グループの経営方針、経営戦略およびグループ会社の経営指導・監督に関わる重要な意思決定を行います。取締役は取締役会において、他の取締役の職務を監視、監督するほか、自己の職務の執行状況について取締役会に定例的に報告します。また、取締役会の決定事項を的確かつ迅速に実践するため、経営戦略会議において十分な審議を行います。

当社は監査役制度を採用し、常勤監査役2名と社外監査役2名の計4名で監査役会を構成します。
監査役は別に定める監査役会規則および監査役監査基準に基づき、取締役会、経営戦略会議、執行役員会ならびに社内の重要会議に出席し、取締役の業務執行の監督を行うとともに、会計監査人・内部監査部門と連携しつつ、監査の実効性の確保を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2.（4）議決権の電子行使および招集通知の英訳など】
2016 年3 月末現在、当社の海外投資家の割合は12%程度と小さいことから、現在のところ、議決権の電子行使および招集通知の英訳を行っておりません。また、機関投資家や海外投資家が議決権を行使しやすい環境の提供が必要であることを認識しており、プラットフォームについては、海外投資家の株主比率が相当程度（目安として30%超）になった際に採用を検討してまいります。なお、招集通知の英訳については、来期以降で作成・開示を予定しております。
また、海外投資家に当社の状況を認識していただくために、当社ホームページのIR サイトに業績ハイライトなどの英訳ページを設置し、FACTBOOK の掲載なども行っております。

【補充原則4-1.（3）後継者計画の監督】
当社では、最高経営責任者である代表取締役社長執行役員の後継候補者は、執行役員の中から選定することとしております。取締役・監査役（社外役員を含む）は、全執行役員で構成する執行役員会のほか、主要な執行役員で構成する経営戦略会議などの重要会議に出席することで、各執行役員の業務執行能力のほか、資質、人格、見識などが把握できる体制をとっております。
また、内規で定めた代表取締役社長執行役員の退任予定前より、後継候補者の中から後継者を選定し、必要に応じて育成計画を立て、後継者の育成を図っております。
なお、後継者の計画に対して取締役会がどのように監督していくかについては、今後の検討課題としております。

【補充原則4-2.（1）インセンティブ報酬など】
当社は、経営陣の報酬については、連結業績や従業員の賞与水準、世間相場などを総合的に勘案した報酬水準に、各取締役、執行役員の職責と経営への貢献度などを加味して決定しており、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を導入しておりません。
なお、今後は、業績との連動や自社株を活用した報酬制度の導入について、メリット・デメリットを含めて検討してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の2名以上選任】
当社は、現在、独立社外取締役は1名であり複数名選任するに至っておりません。しかし、現任の独立社外取締役が、多年にわたる会社経営者としての豊富な経験・知識に基づき、外的な視点から活発な発言を行い、取締役会における討論を活発化させるなど独立社外取締役としての責務を十分に果たしていることや、当社事業規模および取締役会規模からみても、現段階において、独立社外取締役1名で実効性ある監督が行われているものと考えております。
ただし、今後よりガバナンス体制を強化していくために、独立社外取締役の複数員化に向け候補者選定を進めております。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性評価】
当社は、取締役および監査役による自己評価アンケートなどを通じて、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、必要に応じて改善に努めていきます。その結果の概要に係る開示については、今後の検討課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】
（1）政策保有に関する方針について
当社は、国内外の緑地管理、農作業、建築・土木、その他幅広いフィールドで事業を展開しております。そのため、各事業に関わる多くの企業との協力関係が必要であり、それらの企業および会社運営に不可欠な金融機関などとの協力関係の維持・強化が中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、株式の政策保有を行う方針としております。
当社は、以上の方針に基づいて、取締役会において検証を行い、政策保有株式の保有のねらい・合理性を確認しております。
（2）政策保有株式に係る議決権の行使基準について
当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを十分に検証した上で、議案ごとに議決権を適切に行使いたします。

なお、当社の株主利益と相反するなど明らかに株主価値を著しく損なうと判断した議案に対しては反対票を投じます。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】
当社では、「取締役会・経営戦略会議・執行役員権限および稟議決裁基準」において、取締役および執行役員が利益相反取引または競業取引を行う場合は、取引の規模・内容にかかわらず、あらかじめ取締役会での審議・承認を得なければならないと定めております。

【原則3-1. (1)企業理念・経営計画】
当社ホームページにおいて公表しております「企業理念」および「中期経営計画2017」をご参照ください。
当社は、中期経営目標として、2017年3月期に「売上高1,200億円」、「営業利益80億円」、「ROE12%以上を維持」などを達成することを掲げております。
(企業理念)
http://www.yamabiko-corp.co.jp/corporate/philosophy/
(中期経営計画2017)
http://sss.yamabiko-corp.co.jp/ir/management/plan/

【原則3-1. (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
本報告書「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3-1. (3)取締役・執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続】
本報告書「2. 1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

【原則3-1. (4)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】
(1)指名の方針
取締役候補選定に当たっては、取締役としての人格、見識に優れていることに加え、当社グループの4つの存在意義を充分に理解した上で、5つの行動指針とその細目の率先垂範ができ、かつリーダーとしての豊富な経験と高い成果が認められることを判断基準としております。
なお、社内取締役候補は原則として執行役員の中から選定する方針であり、社外取締役は経営の監督に活かされる広範な知識と豊富な経験を持つ者を選定しております。
監査役候補選定に当たっては、監査役としての人格、見識に優れていることに加え、経営の監査に活かされる広範かつ専門的な知識と豊富な経験を持つ者を選定しております。
(2)指名の手続
取締役・監査役候補は、上記方針に基づき、代表取締役社長執行役員が起案した候補者案を取締役および監査役に提示した上で、検討期間を経て、必要に応じて修正された候補者案を経営戦略会議で事前審議し、取締役会で決定しております。
また、監査役候補については、取締役会での決定にあたり、監査役会の同意を得ております。

【原則3-1. (5)取締役・監査役候補の個々の選任・指名理由】
当社の取締役・監査役候補につきましては、定時株主総会招集通知に個々の略歴および選任・指名理由を記載しておりますのでご参照ください。
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir_material&sid=53569&code=6250

【補充原則4-1-1. 経営戦略会議・執行役員への委任の範囲の限界】
当社は、取締役会において、法令、定款および「取締役会規則」で定めた重要事項について決定し、取締役ならびに執行役員の職務の執行を監督するとともに、職務の執行の状況について報告を受けるものとしております。
また、「取締役会・経営戦略会議・執行役員権限および稟議決裁基準」において、業務執行機関として設けている経営戦略会議または執行役員に委任できる重要事項を個別具体的に定めております。
なお、上記社内規則の実効性については、都度見直しを行っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準】
当社では、独立社外役員の候補者選定にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める独立性の基準を充たした者を選定しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模】
当社では、定款で取締役を10名以内と定めており、現在7名の取締役が就任しております。これは、迅速な意思決定を可能とする適切な規模と考えております。
また、その構成としては、当社が行っている各事業に精通した社内取締役6名と、トップマネジメント経験を有する1名の社外取締役により構成されており、取締役会で経営課題を多角的な視点から積極的に検討し、適切な判断を行うことが可能となっております。
なお、各取締役の選任に関する方針・手続については、原則3-1. (4)に基づく開示をご参照ください。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】
取締役および監査役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書を通じ、毎年開示を行っておりますので、ご参照ください。
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir_material&sid=53569&code=6250

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、社内取締役候補者は原則として執行役員の中から選定する方針です。執行役員は、執行役員会や経営戦略会議への参画のほか、取締役会への同席などを通して、取締役としての見識、知見の研鑽に努めております。
取締役・監査役に対しては、定期的に外部講師などによる研修会を実施し、重要な法改正などの場合には情報提供を行っております。また、新任の社内取締役・社内監査役は、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な法的な責任や権限などのほか取締役・監査役関連の社内諸規則などについて説明を受け、必要に応じて外部機関などによる研修に参加しております。
さらに、社外取締役・社外監査役については、各事業所の視察などを含め、当社の事業内容を理解するための情報提供や取締役会以外の主要社内会議などへの参加機会を提供しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、以下の施策を実施しております。
(1)株主への対応を担当する専任部署として、管理本部内に株式・IR課を設置し、管理本部長が、原則として株主への対応を総括しております。
(2)経営企画室、経理部などの対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っております。

(3)株主・投資家との個別面談以外の対話の手段として、定期的に機関投資家向け決算概要説明会や事業所見学会などを実施しており、株主に対しては、当社のトピックスや業績をまとめた冊子を配布しております。また、株主・投資家からの意見・要望などをもとに、当社ホームページの内容充実を図っており、今後はニュースリリースの拡充を図っていきたいと考えております。
(4)対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配付などにより、取締役および関係部門へフィードバックし、情報の共有化を図っております。
(5)当社は、インサイダー取引の未然防止を図るために「内部者取引管理規定」を制定し、新任社員研修や社内報でインサイダー取引の記事を掲載することなどにより、社内啓蒙を促進するなど、内部者取引に関する情報の管理徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,116,900	4.80
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,696,908	3.85
三井住友信託銀行株式会社	1,605,200	3.64
やまびこ取引先持株会	1,546,056	3.51
農林中央金庫	1,397,196	3.17
株式会社横浜銀行	1,356,936	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口)	1,356,000	3.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,219,100	2.76
やまびこ従業員持株会	1,147,788	2.60
日本生命保険相互会社	1,045,324	2.37

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記のほか、自己株式が27,904百株(実質所有株式数割合6.33%)あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齊藤　潔	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤　潔	○	―――	長年にわたり製造業の会社経営者として培われた広範な知識と豊富な経験等が、当社の経営の監督機能等に活かされることが期待できることから社外取締役に選任しております。なお、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断するため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人による四半期毎の監査実施に立会い、報告を受けるほか、期末においては監査意見形成にかかる事項の意見交換を十分に行い、総合的に監査報告書における監査結果を取りまとめております。
当社の内部監査については、内部監査室が独立した立場から、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守および資産の保全に関して検討・評価活動を行っております。内部監査の結果については、代表取締役社長の承認を受けた後、取締役、常勤監査役および主な執行役員で構成する経営戦略会議に報告するとともに、該当部門に対して指導改善を実施しております。
なお、監査役と内部監査室との連携につきましては年4回業務連絡会を開催し、監査状況報告および情報交換を行っております。
また、内部監査室と会計監査人との連携につきましては、年1回、監査役も同席のうえ内部統制状況報告会を開催し、三者間にて情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下　哲夫	弁護士													
東　昇	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下　哲夫		―――	弁護士として専門的知識と豊富な実務経験を有しており、また、社外監査役としての充分な見識を有しているため。
東　昇	○	―――	税理士として財務および会計に関する知識を有しており、また、社外監査役としての充分な見識を有しているため。 なお、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断するため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬やストックオプション制度には、株価の動向や業績、税制などさまざまな問題が内包されていますので今後の課題としてまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2016年3月期における報酬額は以下のとおりです。
取締役の報酬　取締役7名 186百万円
監査役の報酬　監査役4名 48百万円
合計11名　235百万円（うち社外役員3名 8百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2009年6月開催の第1回定時株主総会で定めた報酬限度額（年額3億円）の範囲内で、取締役に対して基本（固定）報酬を支払うこととしております。
各取締役および執行役員の具体的な報酬額は、取締役会で一任された代表取締役社長執行役員が、必要に応じて財務、人事担当執行役員など関係者の意見を聴取した上で、連結業績や従業員の賞与水準、世間相場等を総合的に勘案した報酬水準に、各取締役、執行役員の職責と経営への貢献度などを加味して決定しております。
なお、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための機会については、今後、検討いたします。
また、退任時の退職慰労金は支給しておりません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の業務の補助スタッフは選任しておりませんが、必要に応じて、取締役会事務局が窓口となり情報提供を行っております。
社外監査役については、監査役室スタッフが選任されており、監査の補助および情報の収集伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会を定期的および必要に応じて開催し、経営の基本方針や重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務を監督してまいります。
当社取締役、常勤監査役および各部門の業務執行責任者が兼務する執行役員で構成する経営戦略会議を機動的に開催し、重要な案件について十分な審議を行った上で取締役会に付議することにより、適正な意思決定の確保を図ってまいります。
また、経営戦略会議は、取締役会が決議した事項の迅速な業務執行と管理のため具体的な方策を決定し、各執行部門に指示を行います。
監査役は、取締役会はもとより、経営戦略会議およびその他の社内の重要な会議に出席し、取締役および使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務、財産の状況および内部統制の有効性に関する調査を実施し、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に行い、報告してまいります。

なお、2016年3月期の会計監査業務を執行した監査法人は東陽監査法人です。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的立場からの経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による取締役会の監督機能と、社外監査役による独立した立場からの監査が実施されることにより、外部からの業務執行を監督・監査する機能が十分に機能する体制となっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年3月期の定時株主総会についての招集通知を6月7日に発送しております。法定期日の7日前の発送となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	【ディスクロージャーポリシー】 株式会社やまびこ（以下「当社」という）は、全てのステークホルダーの皆様に対し、企業情報を適時・正確・公正かつ継続に発信することを基本方針としています。 当社は、決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合の重要情報の開示については、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に準拠した情報の開示に努めるほか、適時開示規則等には該当しないが、投資判断に有用であると判断した情報についても、 タイムリーな情報開示に努めます。 【沈黙期間】 当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、各四半期決算および決算発表までの数週間を沈黙期間としています。 この期間は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に従来の業績予想を大きく外れることが見込まれる場合には、開示規則に従い適宜公表いたします。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中期的な経営の方向性に関する説明会、決算概要説明会や事業所見学会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報ページにおいて、中期経営計画の概要、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主宛報告書を掲載しております。 （http://sss.yamabiko-corp.co.jp/ir/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部株式・IR課に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、企業理念をかたちづくる要素のひとつとして存在意義（社会の中で担うべき役割と責任）を掲げ、事業を通じてその存在意義を果たすことが使命であると考えております。また、具体的な対応方法を示した行動指針細目を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について明記しております。 なお、グループ企業理念は、日本語・英語・スペイン語・中国語・ベトナム語に対応した携帯版冊子（クレドカード）を従業員一人ひとりに配布し浸透を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境保全活動を推進するため、2001年に横須賀事業所においてISO14001の認証を取得しております。また、2013年より東京都やNPOと連携し、森林保全活動のひとつとしまして、東京グリーンシップアクションに参加しております。このほか、国内外の各種環境規制に対応した製品開発はもちろんのこと、紛争鉱物の使用禁止などにも取り組んでおります。 2015年より当社敷地内において、太陽光発電事業を開始し、周辺地域に安心・安全なエネルギーを供給できる仕組みづくりに取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの役職員一人ひとりが業務に臨むべき姿勢をまとめた行動指針および行動指針細目の中で、企業情報の積極的かつ公正な開示に努めるなど、ステークホルダーに対して配慮ある説明責任を果たすよう定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）は、高い倫理観のもとに企業としての社会的責任を適切に遂行し、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針とします。この基本方針のもと、当社は内部統制システムの整備・維持・向上を推進し、グループ全体にわたって業務の適正を確保するための体制整備を図ります。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため、監査役設置型の経営管理体制のもと、各々の権限と責任を明確に果たします。
当社グループの取締役及び使用人は、企業理念に基づく「グループコンプライアンス規定」及びその関連規則に則り、実効性のあるコンプライアンス態勢の構築とその実践に努めます。
また、内部監査部門による監査の実施や内部通報制度の整備などを行います。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループは、「文書管理規定」及びその関連規則に基づき、経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を適切に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が容易に閲覧できるよう体制を整備します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの円滑な経営の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に管理するため、「グループリスク管理規定」を制定し、これに基づいて当社グループは、リスク管理部門を定め適切なリスク管理システムを構築します。
また、コンプライアンス・リスク管理委員会を組織するなど、当社グループにおける的確なリスク管理を実践するとともに、緊急事態による発生被害を最小限に止める態勢を構築します。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会において、経営方針や経営戦略上の重要な意思決定を行い、この決定に基づき取締役と主要な執行役員で構成する経営戦略会議を原則的に毎週開催して、業務執行の的確で迅速な決定を行い、専門分野ごとに選任した執行役員が各担当業務を執行します。
取締役は各執行役員の業務執行の状況について、四半期ごとに開催する執行役員会において総括及び今後の取組みの報告を受けるほか、重要案件については経営戦略会議において都度報告を受け、常に監督、監視します。
これらの経営組織は、「取締役会規則」、「経営戦略会議規定」、「執行役員および執行役員会規則」に則り確実に運営し、所定の決裁基準に従い明確に決裁します。
取締役会の決議に基づく職務の執行は、「組織および業務分掌規定」、「職制および職務権限規定」及び関連規定に基づいて、それぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切に運営します。
また、当社子会社においても業務分掌、指揮命令系統、職務権限及び意思決定その他の組織に関する関連諸規定を定め、それぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切に運営します。
当社グループは、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとの重点目標及び予算配分等を定めます。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、内部統制の基本方針を共有し、業務の適正性を確保するための体制の整備に努めます。また、当社子会社については、「関係会社管理規定」及び諸規則により、その役割、権限及び責任を定め、グループ全体の業務の適正化・最適化に資するよう、業務を適切に執行するとともに、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、定期的に報告する体制を整えます。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な整備、運用を図ります。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を選任します。選任された使用人への指揮命令権は監査役に委譲し、当該使用人の任命、異動、評価等の人事に関わる事項の決定は監査役の同意を得るものとします。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役及び使用人は、取締役会、執行役員会、経営戦略会議、及び社内の重要な会議を通じて、又は定期報告・重要書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告するとともに、監査役が事業に関する報告を求めた場合、又は監査役が当社グループの業務、財産の状況を調査する場合は迅速かつ的確に対応します。
また、当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。
なお、当社グループの役職員が内部通報制度において、当該通報したこと自体による解雇その他の不利益取扱の禁止を明記します。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの代表取締役並びに取締役は、監査役と定期的に意見交換するとともに、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役の監査業務に積極的に協力します。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けるとともに監査役会が弁護士等の独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「グループコンプライアンス規定」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係

を遮断します。また、警察、特殊暴力防止対策協議会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し、情報収集のうえ、組織として反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨む態勢を整備します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

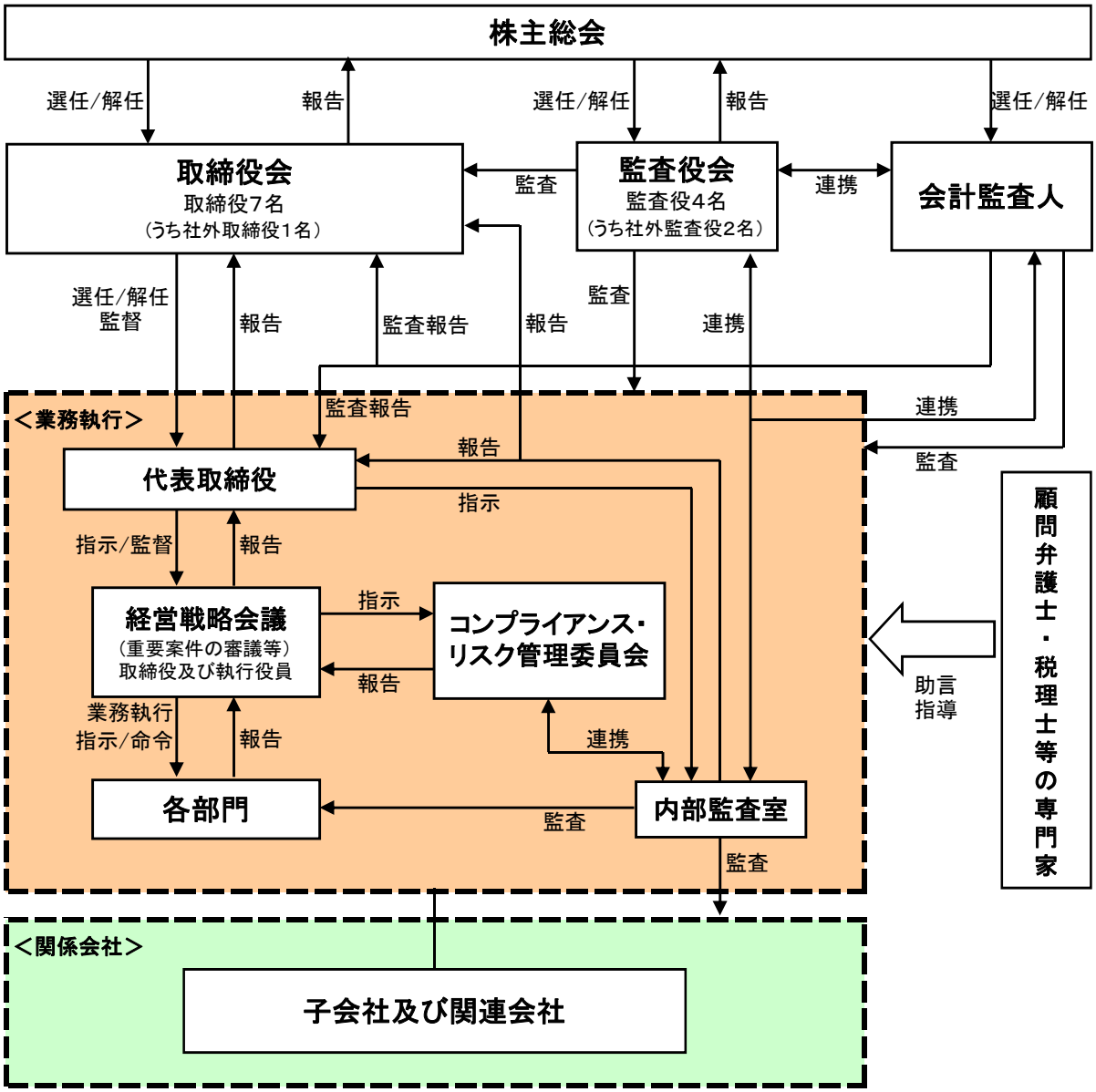
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

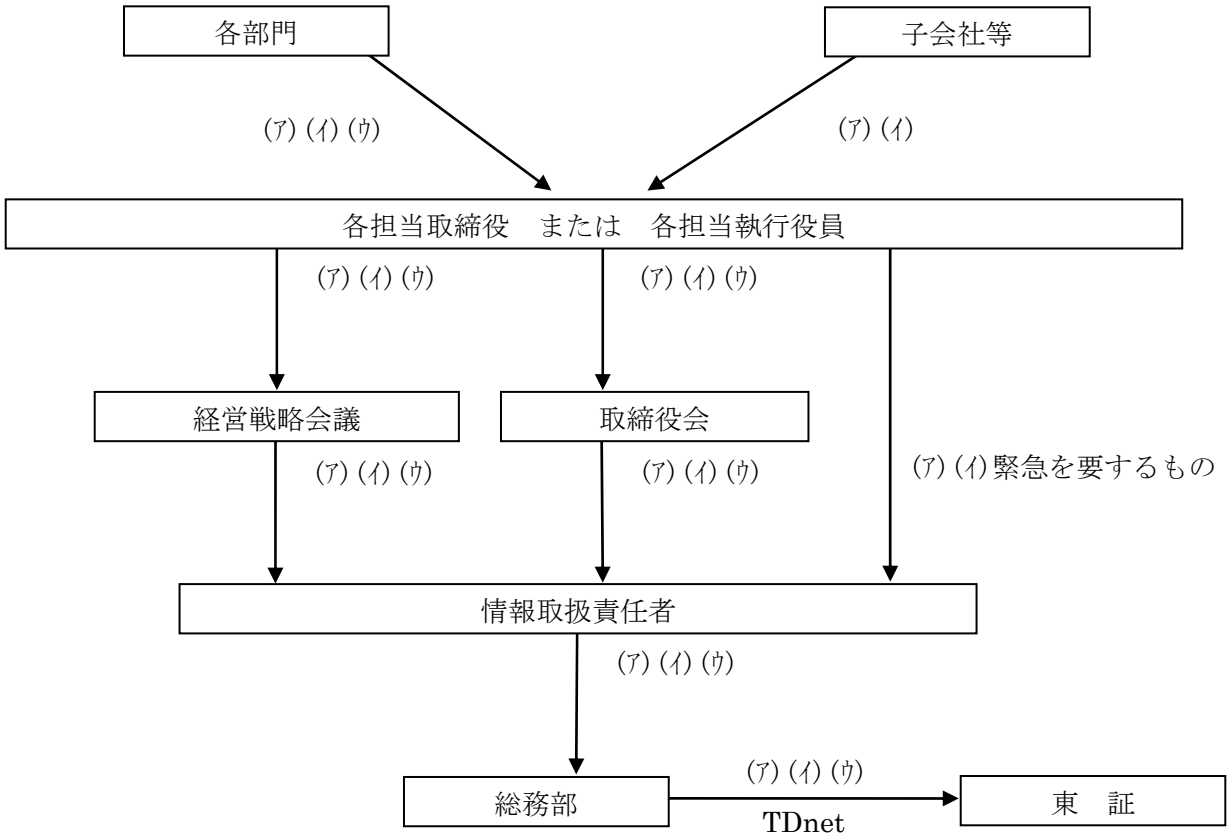
1. コーポレート・ガバナンス体制の概要について
当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の模式図は別添1の通りです。

2. 適時開示体制の概要
当社における適時開示体制の概要は別添2の通りです。

別添1.　株式会社やまびこ　コーポレート・ガバナンス体制　模式図



別添２．適時開示情報の公表体制



《表示記号》

(ｱ) 決定事実に関する情報

(ｲ) 発生事実に関する情報

(ｳ) 決算、業績予想に関する情報